

訴 状

令和5年11月15日

さいたま地方裁判所 殿

原告

住所 [REDACTED]

埼玉県越谷市 [REDACTED]

職業 [REDACTED]

氏名 土屋公司

電話 ([REDACTED])

FAX ([REDACTED])

被告

住所 〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号

越谷市長 福田 晃

請求事件 越谷市行政財産「管理を怠る事実」の違法確認請求

訴訟物の価額 金1,890,000円也

貼用印紙額 金 14,000円也

第1 請求の趣旨

- 1 越谷市観光協会に発出した、行政財産使用料減免を取り消せ、減免金額は不法利得と認め返還させよ、これを為されない場合、越谷市長が損失分を代位して支払え。
- 2 行政財産使用許可を取り消せ。
- 3 補助金交付は、不法利得と認め返還請求せよ。
- 4 市長の許可なく設置した、工作物、造作物を全て撤去せよ。

- 5 訴訟費用は、被告が負担する。
- 6 原告の訴状作成に費やした時間、現地調査や交通費等に費やした費用換算すると29万円の費用となる。当該金額は、被告の負担とする。との判決を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告は、埼玉県越谷市に住居を有する者である。
- (2) 被告は、越谷市長、福田晃は地方自治法第148条第2項に基づいた管理者である。

第3 訴訟要因

- (1) 本訴は、訴訟前置主義として、「越谷市職員措置請求」(住民監査請求)を提起したが、却下、棄却であり、これを不服とし、地方自治法第242条に基づき提訴した
- (2) 監査結果に付き、越谷市監査委員は、重複の審査請求である。と主張しているが、前回は、越谷市が所有する「水辺の街づくり館」を巡る「普通財産」の周辺用地を行政裁量による「覚書」により無償貸与した。本申立は、法羈束による「行政財産使用許可」による使用料を巡り、その取り消し、使用料減免措置の取り消し、無許可での工作物、造作物、設置物の排除と、不法及び不当利得返還請求の訴訟である。
- (3) 職員措置請求時、提出した資料につき、本訴訟で違法不当と立証するための争いのない事実に関する証拠を整理し提出する。また、訴状作成上、監査結果と、相前後する頁もあるが、訴訟要因に変わりは無い。

第3-2 監査結果の請求要旨について反論

- 1 令和5年8月23日、越谷市監査委員に「越谷市職員措置請求書」(甲第1号証)（以後措置請求書と呼ぶ）を提出した。
- 本請求書(以後請求書とする)を、令和5年8月23日付け「越谷市職員措置請求

書」(甲1号証)4頁下から4行目「第4越谷市火災予防条例違反」を「第4-2越谷市火災予防条例違反」と訂正する。

2 「令和5年10月18日「住民監査請求に関する監査結果について」(甲2号証)が通知(以後、監査結果と呼ぶ)された。

監査結果に付き、次のように反論して行く

(1) 埼玉県越谷市レイクタウン4-1-4に越谷市所有の行政財産の土地が存在する。

(2) 本件行政財産は、越谷市が「一般社団法人越谷市観光協会」(以下、観光協会)に、「行政財産使用許可書」(甲3号証)を発出している。また、使用料については、「越谷市行政財産使用料減免承認書」(甲4号証)を講じている。

(3) 同行政財産の用途は、越谷市が公共の場所として、同場所を訪れる一般不定多数に無料駐車場として使用している。

ア)監査結果 第1、第2は記載の通りである意義はなし。

イ)監査結果 第3について、外部専門家による監査が必要であった。

ウ)監査結果 第4については、「自動車」営業としての越谷市保健所に登録しているにも拘わらず、その利用法から逸脱し、通常の固定飲食店として食肉を扱っているので、食中毒が発生したら大問題になる事は間違いないので、直ぐに中止させるよう要請したものである。

3 監査実施 第5(4頁)について 5 監査の実施について 1~5については記述の通りである。

(1) 第5監査の実施 6 監査対象部局弁明(5頁)の弁明

ア)「市長に対しての弁明書の提出を求めたところ、令和5年9月15日に弁明書の提出があり、その内容は次のとおりである。」

弁明書の内容(主要部分(別添2)の通り)については、後述する。

(2)弁明の事実 ア行政財産の表示(略)については、表記すべき処である。

(3) イ 公有財産の状況

ア)本件土地は、(越谷レイクタウン水辺のまちづくり館という。)の敷地である。

この、認否は控える。

イ) 6 頁 ウ-公有財産取得の経緯 (ア)~(エ)については、異論はない。

ウ) 7 頁 エ 本件土地を行政財産としている理由 (ア)については認め(イ)については、否認する。 理由については、次の通りである。

(4) 7 頁下から 2 行目、「具体的な整備が行われるまでの間、暫定的な利用を図ることとした。」とあるが、地方自治法 238 条の 4 により、「行政財産」に「私権」の設定は制限されている。当該「暫定的な利用」とは、同法に営利を目的とした「私権」の設定は出来ない。法令の根拠がなく、裁量権の濫用にあたるため、これは認められない。法規範は厳守すべきである。

4 監査結果 6 監査部局の弁明(5 頁)-(1)ウ 公有財産取得の経緯(6 頁)について

(ア)~(エ)につき、監査請求には入れていない事項なので、認否はしない。

エ 本件土地を行政財産としている理由(7 頁)(ア)につき認める。

エ-(イ)7 頁後段「ただし具体的な整備時期、規模、整備手法は未定であったため～暫定的な利用を図ることとした。」についてとあるが、これは法的根拠の理由がない。用途、目的からしても認められない。否認する。その理由として次のように説明する。

(1) 同行政財産は、地方自治法第238条 4 項により「公用または公共用の目的に供すべきこと」と決定した財産である。

(2)公共用の目的とした行政財産の場所に、民間事業会「株式会社 Siroproto」という法人がバーベキュー事業(甲 5-1~4 号証)を、営利目的として、同場所を許可なく占有している。

(3) 原告は本件場所に、越谷市財産規則第 20 条に基づいた行政財産使用許可

が発出されているのか令和5年7月31日越谷市長宛に「公文書公開請求」(6-1号証)をした。結果同年8月14日の回答では「文書不存在」(甲6-2号証)であり、使用許可は無い事が判明した。

- (4) 訴外観光協会は、本件行政財産につき、市長の承認もなく同土地に工作物を設置し、駐車場7区画を占有し「トレーラー」(甲7-2⑫)を設置し酒類販売場所としている。
- (5) トレーラーを設置した後は、駐車場区画7区画分に、雨水にあたらないよう様に鉄パイプで屋根(甲7-3⑫)を設置し、木炭の火起こし場所を設け、(甲7-2④)火の粉が飛ばないように衝立を設置し、(甲7-2④)車両を移動出来ない様に固定し衝立を工作し、(甲7-2⑫)造作物を設置している。
- また、調節池側には、ウッドデッキ(甲7-2②)を設け、その上に人工芝を張り、(甲7-2③)バーベキュー場として土地に工作(甲7-3⑧)して占有し、客席として飲食場所として提供している。尚、本件場所に設置してあるごみ箱(甲7-3⑪)には、大量のネズミが生息しており、非常に不衛生である。「食品衛生法第50条に定める食品衛生施行規則第66条の2の第1項5ねずみ及び昆虫対策の法令規則」があるが、何も対策が講じられておらず、ネズミの巣となっている。
- (ア) 本件は、監査委員も監査結果11頁14行目に「現状変更に係る承認申請はなされていない。」と認めている。本件に関し、前述羈束行政である。その後の「協議及び承認」の事項は、越谷市長の権限を逸脱した裁量行政であり、勝手な言い分は認められない。
- (イ) 公共的に使用される場所を「使用許可」もなく、営利目的とした事業を行い占有使用しており、一般不特定人の侵入を妨げ、また、駐車する権利を妨害しており、地方自治法第238条の4第2項による「行政財産」の私権を設定することが出来ない。」に違背する。原告提出「甲1号証措置請求書12頁第9」の通りである。

(ウ) 越谷市長は、観光協会が無許可で使用の事実を知りながら、占有物件を撤去させることなく、其の仮看過放置して営利目的とした民間企業に占有使用させている。本物件を収去させるべきであり、一般市民に開放すべく事務の処理の権能があるにも、これを執行していない、且つ、減免措置を講じている。違法及び不当な財務会計上の行為の管理を怠る事実は明白である。

5 平成18年6月7日公布された改正地方自治法では、地方公共団体の財務に関する制度には「行政財産使用許可」の目的とする処は、自主財源の確保に向けて、目的外使用許可を与え使用料を徴収し、「財政収入、収益の確保」を目的としている。

(1)同 監査結果(8 頁) エ-(ウ)～(カ) について

ア)同監査結果オ(8 頁)本件土地に係る行政財産使用許可の理由オ(ア)については、本件、争点としている処ではないので不知。

イ)同監査結果(イ)～(エ)(9 頁)について、(イ)「しかしながら」以降は、認められない。否認する。

理由は、「当該整備がなされる迄の間、暫定的な利用」とあるが、これは認められない。反論は次のとおりである。

ウ) 地方自治法第238条4項により「公用または公共用に供し、または供することと決定した財産」と厳格に規定されている。そして、越谷市は「当該整備がなされる迄の間」とあるが、越谷市が同用地を取得したのは、平成26年4月 1 日である。

エ)取得時から、既に 9 年半が経過している。この間、「暫定的に利用」と述べているが、越谷市は未だ、同行政財産の有効利用は発表されていない。と言う事は、「具体的な整備」が決定されなければ、将来的にも、決定するまで何年も、越谷市行政の裁量により、整備をなされるまで、使用許可も無く、越谷市の裁量行政により、無償使用させて良いことになる。これは裁量権の逸脱になり許されるべきことではない。

6 観光協会は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の法令があるにも、法律の原因無くして不当に利益を得ているものである。法令規定をないがしろにした、「暫定的運用」は行政の不作為行為であり、財務会計上の財産の管理を怠る事実に該当するものである。

(1) 同監査結果 9 頁(エ)の中段 4 行目「当該事業のために一体的にすることで」とあるがこれも認められない。

ア) 地方自治法第 238 条の 2 第 3 項に「公有財産はこれを、行政財産と普通財産に分類する。」とあり、厳格に同法に規制があり、利用方法が分かれている。

イ) 「一体的にすることで」と行政の羈束行為から逸脱する利用方法となり、行政の都合が良い様に利用される要因となり、法令は、なし崩しとなる。法規定に沿った運用をされるべきであり、越谷市行政の裁量を逸脱した行政は認められるべきではない。

ウ) 越谷市にはローカルルールにより、越谷市自治基本条例が制定されている。本条例第 18 条 「市長等は、公正で公平な視点に立って、効率的で効果的かつ透明性のある市政運営を迅速に推進します。」とある。

(3)「越谷市行政財産」の使用につき越谷市長 福田晃氏から「市長への手紙」(甲 8 号証)の(2023年 7 月 5 日付)の回答があった。

ア)「拝復」から始まる文章によれば、「トレーラーハウス(甲 4-2⑫)及びゴミ置き場(甲4-2⑪)については、目的外使用許可の手続きを経て、」(3 行目後部)とある。

イ)「「トレーラーハウス」(甲 9-1~3 号証) については、観光協会から BBQ 事業を受託する事業が、飲食店営業並びに食肉販売業、魚介販売業及び食料品販売業の「市内一円での営業許可を取得しております。」(10 行目後半)の通知であった。

(4) 請求要旨に対する反論に対する反論する。 イ-(ア) (イ)は認める(ウ)(12 頁)については反論する。

ア) 市長の回答では「市内一円での営業を許可している」(甲 8 号証 12 行目)と

あるが、行政財産管理権限者は越谷市長である。その管理権限者である越谷市長は同場所に於いては「越谷市財産規則第 20 条 2 項」による「行政財産使用許可」は発出していないのである。従って法令、規則により、民間企業による営利を目的とした使用は出来ない場所である。

- イ) 越谷市長の揮復に記載される同場所は「市内一円に入る」のだから、営業の許可は認められる。との解釈で、これは、裁量権を逸脱しているどころか、観光協会に対して違法、不当な行為の利益誘導と認める。地方自治の行政の根幹を揺るがすものである。
- ウ) 上記、地方自治法第 238 条の 2、及び越谷市自治基本条例に矛盾している。市長権限から大きく逸脱している。これは、地方自治体の首長として、裁量権の逸脱、濫用として違法となるべきものと解するのが相当と、最高裁判決も出ている。これを引用、適用し、「職員措置請求」(甲 1 号証)7 頁～8 頁「第 5 目的外使用許可裁判例」で適示してある。

7 監査結果 10 頁 20 行目ア-(イ) 「他の者に使用させてはならない」との条件に何ら違反しているものではない。」とは否認する。

(1) 本件訴訟は「覚書」(監査結果 10 頁 11 行目)の当否による訴訟ではなく、地方自治法第 238 条の 4 第 7 号による行政財産の「使用許可」の当否を指摘している。令和元年 5 月 29 日判決の訴訟の訴因とは全く異なるものである。

(2) 本件、訴えは同法第 238 条の 4 に基づく「行政財産使用許可」に付き、「私権を設定することができない」と法令の制限がある。本件、行政羈束の制限に対して、観光協会は「私権を」を設定し、第三者に「使用」させている。越谷市自治基本条例第 15 条、第 16 条、第 18 条違反であることを証明する。

市長からの回答(甲 8 号証)で「観光協会から、BBQ 事業を「受託」する事業が」とあつたので、その受託する事業者を越谷市情報公開条例により、請求(甲 10 号証-1)した。

8 「越谷市観光協会」と「siopro」の間で、「業務委託契約書」(甲 10 号証-2)を締結している。(監査結果 10 頁 1 行目)

契約内容は次による。

第 1 条 甲(観光協会)は乙(siopro)に対し、～中略～甲が所在する敷地内の各施設において、次のバーベキューサービスの運営業務を委託し、乙(siopro)は受託した。

施設住所 埼玉県越谷市レイクタウン 1-4-1(甲 5 号証-4)

指定場所 駐車場の一部 及び敷地の一部(甲 5-4)(甲 7-写真②)

第 2 条 1 (1)施設における飲食場所の管理運営

第 3 条(設備等の管理)

1 乙は、本件業務遂行にあたり、本件施設を善良なる管理者の注意をもって、管理、使用し、防災等に万全を期するものとする。」

2 乙が本件業務遂行にあたり、本件施設及び、設備、備品乃至什器の使用に伴って、発生した事故については、乙が責任を負うものとする。」

(1)本件、第 3 条には、施設、設備、備品を使用させている。

そして、使用に付き、乙である(siopro)に使用責任を持たせてる。

9 本「委託業務」は、越谷市長の裁量で「市内一円での営業を許可している」がとあるが、当該場所は、地方自治法 238 条の 4 に制限された「私権を設定することが出来ない。」と法規定がある行政財産用地(甲 5 号証-4)である。「私権」を設定し、業務委託料として、売り上げを双方の取り分を決め支払う契約(委託契約書第 6 条)になっている。

(1)「監査結果」10 頁 16 行目中ごろ、「その業務の受託者に特別な使用権を付しているものではない。」としている。これに付き反論する。

(4)観光協会は本件行政財産用地を第三者である「siopro」にバーベキュー運営を

委託し、場所を「使用」させ飲食店営業を行わせ「私権」を設定し「使用権を付与」してるのは明らかである。

(5)当該場所は地方自治法第238条の4により「私権を設定することはできない。」行政財産用地である。ここに観光協会が、権利のない処に「業務委託契約」には、他の者」である「siopro」に、使用責任、善管注意義務を負わせ、「使用権を付与」している。これは、越谷市財産規則第22条2項2号「行政財産を他の者に使用させないこと」に違反して使用させているものである。

(6)「結果報告」10頁16行目「使用権を付与しているものではない。」は当然に否定される。

(7) 同使用規則第22条2「市長が特に認める場合この限りでない。」とあるが、そもそも、越谷市長の許可はない。(甲3-2)法律の根拠もなく使用収益させているのは、まさしく、地方自治法第238条の4第6項「第1項の規定に違反する行為は、これを無効とする。」とあり、本件「業務委託」は、法令違反により従って、令和5年3月6日に一般社団法人 越谷市観光協会 代表理事 江原武男様に発した、「行政財産使用許可書」(甲3号証)第9条2項違反により使用許可を取り消されるべきである。

(8)越谷市は、違法な財務会計処理上の行為に基づいて発生した請求権を行使しないのは、管理を怠る事実に相違なく、減免している使用料は不当利得にあたる。法律の根拠なくして、不当に占有しているもので、同行政財産使用料の返還請求を越谷市観光協会に求めるべきある。これを行使しないと言う事は、越谷市長が、代位して減免許可しての使用料を払わなければならない。

9 行政手続法

第1条 この法律は、届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって国民の権利利益の保

護に資することを目的とする。

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三 申請 「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。」
と言う法令がある。

10 同反論ア-(ウ)(10 頁 22 行目~)

- 1 越谷市財産規則で定める「行政財産現状変更承認書」は文書不存在(甲 11 号証)であり、現状を変更してるのは、規則違反を覆す理由は見当たらない。
- 2 措置請求書(6/14 頁)7 につき行政財産に、工作、造作を加える場合、「越谷市財産規則第 23 条」により「行政財産原状変更申請書」を提出し、市長はその内容を審査し、承認する時は使用者に通知するものとする。」と規程がある。これが、行われていない。

憲法第 94 条違反、及び行政手続法違反第 2 条違反、及び越谷市財産規則第 20 条第 2 項違反、越谷市自治基本条例第 15 条違反であると認める。

第 3-1 各種法令遵守するべき

- 1 職員措置請求書(甲 1 号証)3-(1)(5 頁)に主張している通り、観光協会は、①分電盤、②ウッドデッキ③人工芝④テント設置⑤衝立⑥ゴミ置き場設置の 6 行項目につき定められた手続きも取らず(甲 11 号証)「市長の承認」(甲 11)もなく造作、工作をしてる。これに付き、越谷市財産規則第 23 条違反であると指摘した。
 - (1) 監査委員は、「なお、本件土地に係る行政財産使用許可の手続きについては、法令、規則、に基づき適正に行われていることを確認している。」(21 頁 14 行)しているが、確認したと言う法的な具体的な根拠が何も記述されていない。法律要件

も何も記載がない。認められない。

- (2) 原告は、「越谷市職員措置請求書」において、憲法第94条違反(12頁中頃)を挙げているが、これに対し、何も反論されていない。これで、適正に行われていることを確認したと言えない。
- (3) 監査対象部局は「あらかじめ、書面により承認を受けた場合、この限りではない。分電盤の設置等については、市は観光協会に対して「協議書」を提出させ、その設置について承認したものである。」(11頁 9~12行目)としている。これに付き反論する。
- ア) 監査委員は「市と観光協会の間で書面による協議がなされているが、財産規則第23条の規程に基づく申請及び承認はなされていないことは所要の手続きを欠いたものと言わざるを得ない。(監査結果21頁下から8行目)と「越谷市長の「行政財産使用許可」が必要な土地に、許可なく占有させていると言う事実は認めている。
- イ) 「措置請求書」(9/14頁)第7-1-(1)「地方公務員法第32条「職員はその職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則、及び地方公共団体の機関に定める規程に従い、」と記述している。前述「書面による協議がなされているが」と「協議書」となるものは、行政規則で定められた所定の書式ではない。監査委員は、越谷市規則認められない事実を棚に上げ、勝手な私的判断で「承認」を認めている。
- (4) 監査委員は、「規則に基づく承認受けたものではない。」を確認しているのだから、「越谷市財産規則」を欠いたものであるならば、所用の手続き取らせ、許可なく造作物、工作物を設置した場合、これを撤去させるべき勧告するのが監査委員の使命である。前述、越谷市財産規則第4条に基づき「勧告」すべきが妥当である。これを行わないと言う事は、監査委員の不作為行為であり、監査委員が自ら、「財産の管理を怠る事実を行っている。」と言う事である。

第3-2 監査委員の「監査結果」の虚偽報告

1 監査結果(甲 2 号証)10頁(ウ)下から2行目「ウッドデッキは撤去済みであり、現在においては存在しないものである。」との監査結果である。

(1) 監査結果を閲読して行ったら、これは、喜ばしい事である。長年、越谷市に「財務会計上の財産の管理を怠る事実である。」撤去されなければならない。と申し入れて来たことが理解された。

「地方公務員法第 2 条 16 項「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」との措置請求が認められた。

(2) 同法 17 項 「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。」とすると法令がある。高橋務市長から、福田晃市長に変わり、福田市長は、法規定を良く解釈し、越谷市行政財産上に設置してあるバーベキュー客の利用している客席のウッドデッキを撤去し、現状回復に戻すべきと訴えてきたが、やっと実現すると喜んだ。

越谷市の同行政財産の利用は違法であるとの主張してきたのは正しかった。無許可の造作物、工作物の撤去にとりかかり、先ず初めに「にウッドデッキ」が取り扱われたことは、喜ばしい事だ、これで原告の主張は受け入れられた「住民訴訟」を提起して良かった。やっと夢ががなった。と歓喜した。

(3) 今後は、市民共有の有形固定資産である行政財産を、一般不特定多数のために、有効利用される公共の場所となり、市民皆で共有し、活力ある地域社会の実現に向け活用しようと計画を立とうと考えていた。

2 原告は、11月8日、午後4時、本件土地に赴き、住民監査請求時に提出した資料14-1の証拠写真②のウッドデッキ(第7号証 2-②)が「撤去され、現在は存在しない。」(10頁下から2行目)とされる本件行政財産用地に訪れた。しかし、なんと、「撤去され、今は無い。」と言う筈の「ウッドデッキ」(甲 7-1②)(資料 14-1②)(監査請求書 7頁 7行目)は撤去されていない。住民監査請求時と何も変化はなく、其のまゝ同じ状

態で設置されて存置されていた。これは、一体どういう事か、目を疑った。虚偽の「監査結果」ではないか、と憤りを感じた。

- (1) 令和 5 年 9 月 5 日に住民監査請求は受理された。請求時ウッドデッキの造作について、「資料 14、写真 12 葉」を提出し、「写真の写し 12 葉②「ウッドデッキ工作は、承認されていない。」(甲 7-1-⑫)のコメントを付け証拠資料を提出している。
 - (2) 「監査結果」(甲第 2)4 頁に第 5 監査の実施 4 現地調査「本件土地の現況確認を令和 5 年 9 月 27 日に現地調査を実施した。」と記録にある。
 - (3) 令和 5 年 9 月 5 日から同年 5 年 9 月 27 日の 22 日間に、住民監査請求時に提出した写真写し②の「ウッドデッキ」は監査委員が現地調査して、「ウッドデッキは撤去済みであり、現在においては存在しないものである。」と間違いなく明記されている。
 - (4) 監査請求をした令和 5 年 8 月 23 日から、「撤去されている筈のウッドデッキが其の併取り壊されず、現存していると言う事は、どのようなことであろうか、監査委員と言う立場の人間が、虚偽の監査結果報告を行使するのは、重大な問題である。撤去されていないウッドデッキを写真撮影してきたので、証拠として 3 葉提出する(甲 12-1・2 号証)
- 4 地方自治法第 198 条の 3 には 「監査委員は、その職務を遂行するに当たつては、監査基準の適切かつ有効な実施を図るため、常に公正不偏の態度を保持して、監査等をしなければならない。」と規程がある。
- 監査委員は越谷市行政の自浄作用を図るために任命されているものである。しかし、撤去されていないウッドデッキを「撤去済みである。現在は存在しない。」との虚偽記載は、原告を欺く行為で許されるべき行為ではない。
- (1) 虚偽報告は、監査委員として、あるまじき行為である。「越谷市監査委員」は地方公務員法第 3 条に言う「公務員」である。公務員が行使の目的で、真実に反する内容の文書を作成した場合、刑法第 156 条「有印虚偽公文書作成罪」であり、「1 年以上 10 年以下の懲役に処する。」とあり、処罰規定がある犯罪行為である。

- (2) 刑法第 158 条には「公務員が、有印で虚偽の文書を作成し、または不実の記載し行使したものは 1 年以上 10 年以下の懲役に処する」との罰則規定がある。
- (3) 監査結果(甲 2 号証)は公文書として、越谷市のホームページ→「住民監査請求監査(令和 5 年度)について」→「令和 5 年度に実施し公表した住民監査請求監査の結果について掲載しています。」→「件名 公有財産(レイクタウン整備事業拠点施設用地)の管理及び観光協会補助金に関する件」で虚偽記載の文書は公表されており、既に行使されている。

掲載のホームページアドレス [kansaseikyuu5.8.23.pdf \(city.koshigaya.saitama.jp\)](http://kansaseikyuu5.8.23.pdf (city.koshigaya.saitama.jp))

- (4) 本件事実は誰でも、現地に訪れ「ウッドデッキ」は視認出来る。撤去されていない事実は直ぐに判明する。「有印公文書虚偽記載」は、民主主義の根幹を揺るがすもので、許されるべき行為ではない。早急に、撤去されなければならない。
- (5) 本件については、令和 5 年 11 月 14 日、午前 10:30 分 埼玉県警察越谷警察署生活安全課相談係 警察官に相談済みである。越谷市監査委員 4 名を「虚偽公文書記載及び同行使罪」の犯罪行為として越谷警察署、若しくは検察庁に刑事事件として、刑事告訴も辞さない考えである。

5 監査結果 22 頁 24 行目「各土地の維持・管理にかかる費用は本件観光協会が、負担をしており、越谷市は公費を一切支出していないこと」とあるが、認否する。

- (1) 越谷市は観光協会に対して、令和 5 年度、年間 66,000,000 円交付している。当該、補助金となる「財源」は、越谷市の公的資金から拠出されている。
- (2) 補助金とは、地方自治法第 232 条の 2 において、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合に、当該補助事業者に対し交付でき、その補助金を交付する際は、「公的資金」であることを鑑み、その行政目的を達成するうえで、最も効率的な手法であることが前提となるものである。従って、「公的資金」が原資となり、呼び名は違っても「公金」である。

イ) 越谷市自治基本条例第 19 条には、「越谷市は自主財源の確保に努めます。

- ロ) 同条例 2 条「行政評価の結果を基に、計画的で健全な財政運営に努めます」。
- ハ) 同条例同条 3 項 「市長は決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。」とある
- (2) これからすると、観光協会に年間 66,000,000 万円補助金を交付している。行政財産を公共的公益的に使用する条件で、当該場所の使用料(甲 4 号証) (30,057,875 円)を減免して。しかし、実態は営利目的に使用している。現実には、法令、規則、使用許可に従った運用はされておらず、越谷市長の許可はなく占有し、無権行為を行っている。これに拘わらず、当該団体に補助金を交付している。これを容認しているのは、当然に、市長の裁量権を超える越権行為である。
- (3) 憲法第 94 条には、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政執行する権能を有し、」とある。そして、前述、地方自治法第 232 条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要が有る場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定しており、これが地方公共団体による補助金の交付の根拠である。
- (4) 「住民監査請求」にも、監査委員が「勧告」も行わず、反対に刑法犯の処罰規定がある「虚偽公文書作成」を行使すると言う、前代未聞の監査結果である。

第4 越谷市長が監査委員に宛てた「弁明書」

- 1 令和 5 年 9 月 15 日付、越谷市長は越谷市代表監査委員に「弁明書」が提出されている。しかし、本文書は、如何なる文書となるものか意味不明である。次のように求釈明を求める。

地方自治法 242 条 8 項「監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち会わせることができる。」とある。

2 監査結果通知(甲2号証) 第5 監査の実施について(4頁)

- (1)令和5年9月15日付、越谷市長が作成する越谷市代表監査委員「弁明書」を提出した。
- (2)令和5年9月22日 越谷市役所第二庁舎5階監査室において陳述をした。しかし、陳述時には、越谷市長福田晃氏の立ち会いはななかた。
- (3)令和5年9月25日 同通知3-(2)(4頁)「関係職員に対する事情聴取」では、「経済振興課長同課地域産業推進室長」及び、同室「主幹」に対して実施される。
- (4)令和5年10月18日 「住民監査請求に係る監査の結果について(通知)された。

3 監査結果 第5監査の結果 6 監査対象部局の弁明(5頁)

「市長に対して、弁明書を求めたところ、令和5年9月15日に「弁明書」が提出されている

- (1) **地方自治法第242条第8項には、「監査委員は、陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長の陳述の聴取を行う場合において」とある。**

ア)弁明書(甲13-1)は越谷市長名で「越谷市代表監査委員」宛となっている。
イ)「監査委員は当該普通地方公共団体の長に陳述の徴収を行う場合に」と法文中にあるので、監査委員は、監査をするにあたり、越谷市長に陳述の聴取を行うべきである。
ウ)監査結果5頁下から3行目6「監査対象部局の弁明」には「市長に対して、弁明書を求めたところ」とあるが、監査対象部局に「弁明書」(甲第13号-1)を提出させているが、一行政職員が越谷市長に対して「弁明書」を提出させると言う制度は、地方自治法の法令には、手続上その様な制度は無い。

- 2 「越谷市公文例規程」では第4令達文書の形式 2 弁明書(例55)(甲第13号証-2)が越谷市ホームページに掲載させている。

規程同例55(甲第13-2)によると、処分庁 越谷市長 名前 印 となっている。

原告に送達された「弁明書」(甲第 13-1)には 名前も 印 も記入がなく、押印もない。

ア) 事件の経過も記載がない。

イ) 添付書類が書証として、記載があるが、送達された書面には、何も添付されていない。

ウ) 越谷市長の名前 印 が無いと言う事は、規程に欠ける、瑕疵ある文書である。

エ)「答弁書」を受領した越谷市代表監査委員は、「越谷市長の答弁書」につき、規程に基づき、氏名、印 がないのに、何も疑問を持たず、「答弁書」をその儘、原告に送付すると言う事は、地方自治法第 196 条に定める「監査委員」としての見識に欠けるものである。

3 「職員措置請求書」(甲 1 号証) 5 頁、第4 以降 「越谷市火災予防条例違反」の通り主張する。食品衛生法違反についても同頁第4 1 (2)(3)の記述の通り主張する。

4 これ迄、地方自治法第242条と照らし合わせ、越谷市行政の財務会計上の違法または不当な財産の管理を怠る事実に付き、主張展開してきたが、これを、立証する証拠として、「職員措置請求」(甲 1 号証)9 頁第7 及び 憲法違反による「財産権」の侵害行為につき職員措置請求 12 頁第 9-1~6 の記述の通り首長する。

5 本件は、憲法第 94 条違反、地方自治法第 238 条の 4 の第 7 項違反、行政手続法第 1 条・第 2 条違反、食品衛生法第82条違反、越谷市火災予防条例第18条第 5 項違反、 越谷市財産規則第 22 条 1 項、2 項、3 項違反、越谷市自治基本条例第 15 条・16 条・第 18 条及び第 26 条違反に該当すると思われる。また、刑法第 156 条及び同法 158 条違反は明確である。

第5 東京高等裁判所令和元年(行コ)179号控訴事件について

1「監査結果」19頁 最後から3行目 イ 住民訴訟の経緯が次頁に亘り記述されているが、これにつき、次の様に越谷市から乙号証として提出される様要望する。

- (1) さいたま地方裁判所平成29年(行ウ)第42号の判決文
- (2) 東京高等裁判所 令和元年(行コ第179号) 被告越谷市からの答弁書
- (3) 同東京高等裁判所 判決文
- (4) 最高裁判所 令和2年(行ヒ)第93号 上告不受理決定文

上記4点の乙号証として書証の提出を求める。

これについては、当該「答弁書」「判決文」を適用し、越谷市行政の財務会計上の「財産の管理を怠る事実」を主張、立証して行きたい。

以上